

議案第 87 号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第7の1の項(1)イ中「住戸のうち同時に申請された住戸の数」を「住戸数」に、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同項(1)ウ中「（住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。）」を削り、同項(2)イ中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同項(2)ウ中「（市長が別に定める算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年10月1日において、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画の法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に係るこの条例による改正後の所沢市建築・開発関係手数料条例（以下「新条例」という。）別表第7の3の項の規定の適用については、同表の1の項(1)イ中「の住戸数」とあるのは「の住戸のうち同時に申請された住戸の数」と、「住戸数」とあるのは「申請住戸数」と、同項(2)イ中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。
- 3 市長が別に定める算定方法で床面積を算定した住宅用途を含む建築物に係る新条例別表第7の3の項の規定の適用については、同表の1の項(1)ウ中「床面積」とあるのは、「床面積（住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。）」とする。

4 市長が別に定める算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅に係る新条例別表第7の3の項の規定の適用については、同表の1の項(2)ウ中「共同住宅」とあるのは、「共同住宅（市長が別に定める算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」とする。